

# 目 次

環境関係	
・資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し	1
・資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し	2
・再生利用認定制度の対象の拡充	4
・マテリアルリサイクル施設に対する廃棄物処理法の適用除外、廃棄物 再生利用工場の廃棄物処理施設適用の免除	5
・リサイクル施設としてのごみ炭化施設の認定	6
・容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し	7
・広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度 等の見直し	8
・広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度 等の見直し	9
・広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度 等の見直し	10
・県外並びに区域外からの廃棄物の持ち込みに関する事前協議の あり方を見直し	11
・廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し	12
・廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し	13
・産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の簡素化、廃棄物に 関する実態調査	14
・廃棄物の分類コードの統一	15
・積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備	16
・ダイオキシン類対策特別措置法の運用の統一	17
・排ガス中のダイオキシン測定方法の簡素化（新たな測定方法の 追加指定）	18
・燃料電池発電設備の導入促進のためのばい煙発生施設の適用除外	19
・企業の分社化に関する排水規制のあり方を見直し	20
・工場等の設置・変更時の許認可申請手続の合理化	21
・火力発電所の立地に係る環境影響評価手続の簡素化	22
・都市開発事業に係る環境アセスメントの簡素化	23
・デポジット制の導入、すべての自治体での容器包装の分別収集体制の 整備	24
・廃棄物の定義・区分の見直し、医療系廃棄物の適正処理のための 抜本的見直し	25

・ 産業廃棄物に係る業、施設許可の基準緩和反対	26
・ 地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析、経済的措置に係る議論の一本化	27
・ 循環型社会形成推進基本計画の前倒し等	28
・ 廃棄物処理業者に関する情報開示、不法投棄防止基金制度の創設	29
・ 公害関連特定施設の届出手続に係る期間短縮	30
・ 一般廃棄物と産業廃棄物の定義見直し(排出主体ごとの区分への変更など)	31
・ 廃棄物の定義の見直し(リサイクル用は廃棄物から除外)	32
・ 再生利用認定の要件緩和	33
・ 一律の廃棄物焼却炉のCO濃度規制の緩和	34
・ 廃棄物処理法に係る規制緩和(再委託禁止条項の撤廃)	35
・ 廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し	36
・ 焼却残さの一般廃棄物、産業廃棄物の区分の撤廃	37
・ 化学物質の規制、法令等の統一化	38
・ 汚染土壌浄化に関する処理基準の明確化	39
・ PCB処理事業に関する助成措置	40
・ 産業廃棄物収集の種限定の見直し	41
・ 容器包装のリサイクル法に係る自主回収の認定基準の見直し	42
・ 自動車リサイクル法(仮称)の制定	43

#### 基準認証関係

・ 非高分子系新規化学物質届出時の魚体を用いた濃縮度試験の見直し	44
----------------------------------	----

#### 医療関係

・ 化審法における医薬品中間物に係る規制の見直し	45
・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に関すること	46

#### エネルギー関係

・ カラス等一般鳥獣営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和	47
・ 電気工作物占用申請書類の様式統一及び簡素化	48

#### 危険物・保安関係

・ 少量新規化学物質の届出要件の見直し	49
---------------------	----

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、自動車工業会、日本化学工業会	
項目	資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し			
意見・要望等の内容	<p>鉄鋼スラグについては、産業廃棄物の分類中「鉱さい」に該当することとされているが、リサイクルを進める上でイメージ的にマイナスとなるため、「鉱さい」から除外すべきである。（経済団体連合会）</p> <p>建設汚泥については、建設発生土や浚渫土と同様に産業廃棄物から除外すべきである。（経済団体連合会）</p> <p>産業廃棄物を素材製造メーカーが原料として引き取る場合は処理業の許可を不要とすべきである。（経済団体連合会）</p> <p>使用済み製品及びその関連商品につき、事業者がリデュース・リユース・リサイクルに取り組む場合は、その処理に関する全ての業許可を原則不要とすべきである。（経済団体連合会、自動車工業会、日本化学工業会）</p> <p>段ボール、板紙、プラスチックフィルム、ラッピングペーパー及びエアキャップ等についてリユースする場合には廃棄物処理法の規制を受けないようにして欲しい。（自動車工業会）</p> <p>建設現場にて発生する再資源化可能な副産物を、自社工場又はリサイクル業者に運搬する際は、廃棄物処理法の特例制度を設けるべきである。（経済団体連合会）</p>			
関係法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号、第8条第1項、第12条、第14条第1項及び第4項、第14条の4第1項及び第4項、第15条、第15条の2の4</p> <p>廃棄物処理法施行令第2条第8号</p>	共管	なし	
制度の概要	<p>産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、鉱さい等の廃棄物をいうものとされている。</p> <p>産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいうものとされている。</p> <p>一般廃棄物処理施設を設置しようとする者、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者又は一定の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他

(説明)

「鉾さい」は、製鉄所の高炉、転炉などから発生する残さいを意味する日本語であることから、廃棄物処理法においても廃棄物となった鉄鋼スラグを「鉾さい」に区分することとしており、廃棄物となった鉄鋼スラグを「鉾さい」以外の廃棄物に区分することは困難と考えている。

なお、路盤材として売買され、通常に出回っているものは産業廃棄物に該当しない。産業廃棄物の用語の社会的イメージが悪いということであれば、産業廃棄物は、排出事業者にとって不要な物であるため、できる限り処理のための費用負担を避けようとする動機付けが働き、結局不適正処理が横行し、これに対して行政及び捜査機関の双方で対応してきたが、いわゆる悪貨が良貨を駆逐する構造が払拭できず、現在の産業廃棄物のイメージが形作られてしまったところ。

平成9年及び平成12年法改正により、市場のメカニズムを通じた適正かつ確実な廃棄物の処理が確保される制度を設け、現在構造改革を進めている。このような改革により、良貨が悪貨を駆逐する構造となり、産業廃棄物は悪であるとする社会的イメージは払拭できるものと考えている。

建設汚泥については、汚水の発生や汚泥の流出などの生活環境保全上支障を生ずるおそれがある不要物であり、現に、大量に不法投棄される事案があるなど、「捨てた方が得」な不要物であり、通常は土地造成に用いられる土砂とは異なることから、建設汚泥を廃棄物から除外することはできない。

なお、建設汚泥として取り扱う必要があるか否かについては、平成11年4月に策定した「建設廃棄物処理マニュアル」の策定時に、関係者の意見を集約し、その範囲を明確化したところ。

併せて、高規格堤防の築造材として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、再生利用が生活環境保全上の支障のないものとして環境大臣の認定を受けた場合に廃棄物の再生利用を廃棄物処理法の業許可、施設許可を受けないで行うことのできる特例の対象としており、これまで9件の実績がある。

産業廃棄物は、占有者にとって不要な物であるため、「捨てた方が得」であり、リサイクルされる場合を含め、その処理に適正な費用をかけようとする動機付けが働きにくいことから、不法投棄などの不適正な処理を未然に防止するため、処理業の許可制度を設け、適正な処理を確保することとしている。現に、リサイクルを標榜した不適正処理、不法投棄が多発し、産業廃棄物処理に対する国民の信頼が損なわれている状況にあるため、産業廃棄物について、不適正処理を未然に防止するための規制は必要である。なお、確実かつ適正な再生利用を促進するため、製品の製造業者等がその製品が廃棄物となったものを広域的に回収、再生利用する場合には、環境大臣の指定を受けることにより処理業の許可を不要とする特例や、再生利用が生活環境保全上の支障のないものとして環境大臣の認定を受けた場合に廃棄物の再生利用を廃棄物処理法の業許可、施設許可を受けないで行うことのできる特例が設けられている。

また、リサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。

担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
---------	--------------------

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し		
意見・要望等の内容	<p>廃棄物の範囲について、有価か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から廃棄物の範囲を見直すべき。</p> <p>産業廃棄物である木くずに係る業種限定について、当該限定を外すべき。</p>		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	共管	なし
制度の概要	<p>廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」として定義。</p> <p>不要物については、自ら利用できないか、他人に有償で売却できないために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものとされている。（最高裁判例）</p> <p>廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それらの処理を業として行う場合には、一般廃棄物については市町村長の、産業廃棄物については都道府県知事等の許可がそれぞれ必要。</p> <p>事業活動に伴って生じた木くずは、建設業、木材又は木製品の製造業など一部の業種に係るものに限り産業廃棄物とされ、それ以外の木くずは一般廃棄物となる。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】</p> <p>廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なりサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。</p> <p>同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済連合会	
項目	再生利用認定制度の対象の拡充			
意見・要望等の内容	<p>再生利用認定制度の対象を、再資源化促進の観点から、速やかに拡充すべきである。具体的には、廃酸・廃アルカリ、建設汚泥以外の汚泥（たとえばペーパースラッジ）、使用済み二次電池（ニカド電池）、廃プリント基板、廃自動車・家電のシュレッダーダスト（金属・樹脂混合廃棄物）、非鉄製錬の非鉄原料（鉛・亜鉛）として利用するための都市ゴミの溶融飛灰、排水処理薬剤（消石灰代替）としてのホタテ貝殻、廃バンパー、RDF、回収後の断熱材フロン（CFC-11液体）、鋳さい（有害物質を含まない鋳物砂）等を対象としてほしい。（経済団体連合会）</p> <p>ばいじん等、有害とされる廃棄物であっても、有害物質を含有し、適切に再生され、残差が適切に処分されるものにあつては、再生利用認定制度を適用されたい。（経済団体連合会）</p> <p>廃プラスチック等、大きなエネルギーを持っている物を、生産工程でのエネルギー利用に供する場合は、再生利用認定制度を適用されたい。（経済団体連合会）</p> <p>再生利用認定制度の運用範囲を拡大し、例えば熱回収まで含める。（関西経済連合会）</p> <p>建設汚泥の再生利用認定制度において、建設汚泥の再生利用場所として、一般河川・公園・道路等適用範囲の拡大。（関西経済連合会）</p>			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5の2第2項、同第3項、9条の8第1項、第15条の4の2第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4、第12条の12の4第4項	共管	なし	
制度の概要	<p>平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により創設された、廃棄物の再生利用を推進するため、生活環境の保全上の支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度。</p> <p>認定を受けた者については処理業及び処理施設の許可を不要とするもので、本制度の対象となる再生利用は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき告示されたものに限ることとなっている。</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、認定を受けた者についても、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存の義務等の規制は適用される。また、都道府県知事又は市町村長は、認定を受けた者に対する報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令等の権限を有している。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に認定する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>平成13年10月、再生利用の対象に、化製場から排出される廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用することを追加したところ。</p> <p>また、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、再生利用認定制度の在り方を含め、廃棄物処理業、施設規制等について検討を行っているところ。同部会において、平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経てさらに検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p> <p>本件に関しては、挙げられている具体的な品目の指定については、いまだ具体的な話を承っていないので具体的な意見をお持ちの方は、当方担当者まで是非とも御相談されたい。なお、挙げられている品目ではないが、現に事業者から具体的な話を承っているため認定対象の拡充について検討している事案がある。</p> <p>なお、再生利用認定制度は廃棄物処理を行うために本来必要である業許可及び施設設置許可を不要とする制度であるため、廃棄物の不適正処理を防止する観点から自ずとその審査基準は厳しいものにならざるを得ず、審査に当たっても十分な精査が必要であると考えている。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済連合会	
項目	マテリアルリサイクル施設に対する廃棄物処理法の適用除外 廃棄物再生利用工場の廃棄物処理施設適用の免除			
意見・要望等の内容	「燃やさない、埋めない」を前提とする「マテリアルリサイクル施設」は、実体上、工場と変わらないため、廃棄物処理法の適用除外とすべき。（経済団体連合会） 廃棄物を原料として再利用することが明らかな施設については、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設の適用を除外し、またその事業者に対し廃棄物処理業の許可を不要とする。（関西経済連合会）			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項、第14条、第15条	共管	なし	
制度の概要	一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ( )	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>廃棄物処理施設の施設設置許可は、再生利用されるものか否かにかかわらず、生活環境保全上の見地から行われるものである。例えば、申請のあった再生利用施設が生活環境保全上の支障を生じないという状態が個別具体的に示されている場合であれば、当然のことながらその支障の程度が許可の判断とされるものである。現在の施設の許可要件についても、施設の類型ごとに必要な基準が定められているが、こうした観点から合理的な要件及び基準の検討は必要と考えている。</p> <p>また、廃棄物は、占有者にとって不要な物であるため、「捨てた方が得」であり、その処理に費用をかけて適正な処理を行う動機付けが働きにくい。生活環境保全の確保の観点から、廃棄物の処理が行われる施設については、その処理の内容が「マテリアルリサイクル」や原料としての再利用であっても、処理される物が廃棄物である場合には、その適正処理を確保するための規制である廃棄物処理法を適用する必要がある。</p> <p>なお、確実かつ適正な再生利用を促進するため、製品の製造事業者等がその製品が廃棄物となったものを広域的に回収、再生利用する場合には、環境大臣の指定を受けることにより処理業の許可を不要とする特例や、再生利用が生活環境保全上の支障のないものとして環境大臣の認定を受けた場合に廃棄物の再生利用を廃棄物処理法の業許可、施設許可を受けないで行うことのできる特例が設けられているので、具体的な話があれば承りたい。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	リサイクル施設としてのごみ炭化施設の認定		
意見・要望等の内容	「ごみ処理施設性能指針」において「ごみ炭化燃料施設」の分類を新設すべき。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	市町村等がごみ処理施設を設置する際に、廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付申請を行うためには、その施設が「ごみ処理施設性能指針」に適合していることが必要である。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 性能指針は市町村が廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付申請を行う際、その設置施設が満たすべき基準である。現時点では「ごみ処理施設性能指針」において「ごみ炭化燃料施設」の分類を新設してほしいという要望は市町村から出ていないため、措置する予定はない。 なお、炭化施設は、基本的には廃棄物をガス化してそのガスを燃焼させ、残った残さ物を炭化する施設であるが、ガス化される割合はかなり大きいものである。また、現在、廃棄物焼却施設の主流となりつつあるガス化熔融炉と処理方法は多くの部分が同じであり、差異は小さい。従って、炭化施設を設置する場合は廃棄物焼却施設の構造基準と合致した施設とすることが必要である。そのため、「ごみ処理施設性能指針」において炭化施設はごみ焼却施設に含めているところである。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		



分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し		
意見・要望等の内容	紙製容器包装の品目区分は再商品化の方法、たとえば燃料化するのか、再資源化するのか等によって区分すべき。		
関係法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省
制度の概要	<p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</p> <p>容器包装の品目区分としては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集及び再商品化の義務のあるもの ガラスびん（無色、茶色、その他の色に区分）、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装</li> <li>・分別収集されることで有償又は無償で引き取られるもので再商品化をする必要のないもの スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）、段ボール製容器包装</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>(3)個別事項</p> <p>イ リサイクル・廃棄物</p> <p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: )		
(説明)			
<p>容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく。</p> <p>なお、容器包装の品目区分に係る主な検討事項等については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装の再商品化に係る技術開発や再商品化施設の整備等の動向を踏まえた検討</li> <li>・容器包装廃棄物の回収段階での有償性の把握</li> </ul>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、自動車工業会、社団法人リース事業協会、関西経済連合会、日本チェーンストア協会、オリックス株式会社	
項目	広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し			
意見・要望等の内容	現行の廃棄物処理業等の在り方を見直し、収集・運搬・処理を広域的かつ効率的に行うことができるよう、現行の許可制度等を改めるべきである。（経済団体連合会、社団法人リース事業協会、関西経済連合会、日本チェーンストア協会、オリックス株式会社） 環境大臣の許可事項とし、その事務手続を都道府県に委譲する等の案を検討すべき。（自動車工業会、関西経済連合会）			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項、第12条、第14条第1項ただし書及び第4項ただし書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号、第10条の3第3号	共管	なし	
制度の概要	環境大臣が定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて環境大臣の認定を受けることができる。この認定を受けた者は、業及び施設の許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処理を業として行い、または当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。 産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。ただし、広域的な再生利用等について一定の要件を満たす場合には環境大臣の指定により、業の許可を不要としている。			
計画等における記載の状況	【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>一般廃棄物については、平成13年10月、再生利用の対象に、化製場から排出される廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用することを追加した。</p> <p>また、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の一環として、広域的に移動する場合に関する産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化等について検討しているところ。同部会において、平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経てさらに検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p> <p>また、製品の製造事業者等が、販売地点までの運搬システムを活用して、廃棄物となった製品を再生利用するため広域的に回収する場合、環境大臣の指定を受けることにより産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例が設けられているが、このような特例制度についても、上記基本問題の検討の一環として指定を受ける者の責任の厳格化と併せて対象範囲の拡大等について検討する。</p> <p>なお、従来から、産業廃棄物の処分業については、廃棄物処理法上、事業を行う区域の都道府県知事の許可を受ければ、全国どここの区域で排出された産業廃棄物についても処分を行うことができるため、広域的に事業を実施することは可能である。</p> <p>また、再生利用認定制度は廃棄物処理を行うために本来必要である業許可及び施設設置許可を不要とする制度であるため、廃棄物の不適正処理を防止する観点から自ずとその審査基準は厳しいものにならざるを得ず、審査に当たっても十分な精査が必要であると考えている。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し			
意見・要望等の内容	資源有効利用促進法により義務の課された製品に対しては、廃棄物処理法で個別書面契約を義務付けている委託契約規定の適用外とすべき。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項及び第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号	共管	なし	
制度の概要	廃棄物処理法においては、事業者が処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合の基準（委託基準）として、委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託すること及び一定の事項を記載した書面による委託契約を締結することされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、排出事業者が処理を他人に委託する場合には、どのような処理をどのような施設で行うか等、処理の委託の内容について、処理を委託する者との間で書面により契約を締結し、受委託をする当事者間での責任関係や委託内容が不明確にならないようにし、排出事業者の処理責任が全うされるようにする必要がある。</p> <p>パソコンなどの製品の製造事業者が、産業廃棄物となった製品について排出事業者に替わって処理責任を負うこととはされていない以上、委託規約規定の適用外とすることは、責任関係や委託内容が不明確となり、不適正処理を誘因するだけでなく、不適正処理が起きた場合の責任追及も困難となるため、採りえない。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、社団法人リース事業協会、関西経済連合会、日本化学工業協会、日本チェーンストア協会、オリックス株式会社、日本フランチャイズチェーン協会	
項目	広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し			
意見・要望等の内容	1. 再生利用を行う場合、業許可は不要とすべき又は手続を簡素化すべき。(経済団体連合会、日本化学工業会) 2. 納品後のトラックを用いて再生資源回収を行う場合、業許可は不要とすべき。(日本チェーンストア協会) 3. 適正処理を条件に、業許可を不要とすべき。(経済団体連合会、関西経済連合会、日本フランチャイズチェーン協会) 4. 1つの許可で複数区域において廃棄物処理ができるようにすべき。(社団法人リース事業協会、関西経済連合会、オリックス株式会社)			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	共管	なし	
制度の概要	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	【改革工程表(循環型経済社会 14年度中に措置)】 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等の検討を取りまとめる。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	1～3. 一般廃棄物処理業の許可は、再生利用を行うか否かにかかわらず、廃棄物の適正処理の見地から必要なものであるが、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会で見直しも含めて検討中である。  4. 廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理責任を負っており、これに基づく一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされている。市町村はこの原則の下でその策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされており、収集・運搬業に係る許可もまた、市町村の処理責任及びこれに基づく事務と不可分の関係にある。 もともと一般廃棄物は広域移動が前提となっていない廃棄物であることもあり、1つの許可で複数区域において廃棄物処理ができるようにした場合、本来許可を得ていない市町村の一般廃棄物処理計画及びそれに基づく市町村による一般廃棄物処理との調整が不可能になり、収集・運搬や処理施設の能力的な重複が生ずるなどの非効率化や、他の市町村から搬入される一般廃棄物に起因する混乱(処理ができずに不法投棄が発生する)が生じる可能性が高いが、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会で見直しも含めて検討中である。 なお、広域的に収集・運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一般廃棄物であって、環境大臣が定めたものを適正に収集・運搬する者であって環境大臣が指定した者等については、廃棄物処理業の許可を不要としている。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	県外並びに区域外からの廃棄物の持ち込みに関する事前協議のあり方の見直し		
意見・要望等の内容	<p>一般廃棄物の区域外市町村からの受入処理又は区域外への持出し処理について、市町村間の事前協議を不要とすべき。</p> <p>産業廃棄物を県外から持ち込む場合、条例により事前に協議が必要とされているところ、再生を目的とし、再生残さの発生が少ない廃棄物については、事前協議を不要とすべき。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）においては、一般廃棄物の区域外からの廃棄物の持ち込みに関する事前協議については定めていない。</p> <p>産業廃棄物については、排出事業者の責任において適正に処理される限り、処理される場所は問われない。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理責任を負っており、これに基づく一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされている。市町村はこの原則の下でその策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされている。これを背景として、条例等により域外廃棄物を持ち込む場合には事前に協議を要する旨の制度を設けているものと考えられるが、当該事前協議は廃棄物処理法に基づくものではない。</p> <p>当該事前協議は廃棄物処理法に基づくものではないものの、大都市圏から地方圏へと産業廃棄物が流出し、地方圏において大規模な不法投棄事案等が生じてきたこと等を背景として、県外からの廃棄物の流入を規制することを目的として、地方自治体が独自に行政指導等条例等により県外廃棄物を持ち込む場合には事前に協議を求める旨の行政指導等を行っている事例があるものと承知している。</p> <p>廃棄物処理法は、排出事業者が排出事業者責任に基づき、当該廃棄物を適切に処理する限り、処理される場所は問わない立場をとっており、各自治体に法の規制を超える行政指導等については見直しを行うよう要請してきている。また、このような地方自治体の行政指導については、廃棄物処理法の外側の問題であり、国の制度の見直しに係るものではないが、こうした行政指導についてどのように考えるか、地方自治体にどのように助言するか等について、懇談会を開催し検討しているところ。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、自動車工業会、石油化学工業協会	
項目	廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し			
意見・要望等の内容	<p>製造業者の製造設備の一部であり、自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設の設置許可申請にあつては、住民票等の書類を申請書の添付書類から除いてほしい。（経済団体連合会）</p> <p>申請者が法人の場合には、欠格要件該当者が存在する場合等に限って提出を義務付けるか、上場企業については適用除外とするなど規制緩和を行うべきである。（経済団体連合会、自動車工業会）</p> <p>産業廃棄物処理業、収集運搬業等に係る許可申請時に添付する書類の有効期間の延長（石油化学連合会）</p>			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項及び第4項並びに15条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条の2第2項及び第3項、第10条の4第2項及び第3項、第10条の9第2項及び第3項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第10条の22第2項及び第3項、第11条第6項、第12条の9第3項、第12条の11の3第2項、第12条の11の4第2項、第12条の12第2項	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者又は一定の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は当該区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないところ、申請者の人的要件等を審査するため、許可申請に際し、住民票、登記事項証明書等の添付を義務付けている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（実施（予定）時期：平成13年11月）				
（説明） 廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可に当たって、欠格要件に該当しないなど、申請者の能力が業及び当該処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして基準に適合しているか否かを確認することとしている。このため、欠格要件に該当しない等の申請者の適格性については、許可申請時に住民票等の書類を添付させた上で、関係機関に照会するなどして厳格に判断することが必要である。こうした欠格要件等の審査について、自社処理、法人、上場企業を適用除外とする理由はない。なお、廃棄物処理法では添付書類の有効期間は設けていない。 また、産業廃棄物処理業の許可申請及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に当たり、いったん所要の添付書類を提出の上受けた許可に係る許可証を新たに申請を行う申請書に添付した場合には、住民票等の書類の添付を省略することができる旨の廃棄物処理法施行規則の改正を平成13年11月に行い、平成14年1月から施行しており、すでに手続の合理化済み。				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し			
意見・要望等の内容	自社の排水処理の一部として設置する汚泥の脱水機については、廃棄物の処理には該当しないため、産業廃棄物処理施設から除外すべきである。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15 条第 1 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物たる汚泥の脱水施設を設置しようとする者はその施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、処理に伴って発生する排水等により生活環境に与える負荷が大きいことから許可を要する産業廃棄物処理施設としている。</p> <p>産業廃棄物処理施設については、当該施設の利用者がだれであるかにかかわらず、施設の設置に伴って生ずる生活環境の支障を未然に防止する観点から一定の要件を満たしたのものについてのみ許可することとしており、設置者が排出事業者自身であっても別異に取り扱うことはできない。</p> <p>なお、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは廃棄物処理施設として独立の許可を要さないこととしている。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、自動車工業会	
項目	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の簡素化、廃棄物に関する実態調査			
意見・要望等の内容	<p>法令様式の書類の他に添付する書類の様式・内容を統一すべきである。（経済団体連合会）</p> <p>目的・内容が同様な報告書については、省庁間で調整し、できる限り一本化すべきである。（経済団体連合会、自動車工業会）</p> <p>提出までの期間は2ヶ月は確保してほしい。（自動車工業会）</p>			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第7項、同第8項、第12条の2第8項、同第9項 資源の有効な利用の促進に関する法律第12条に規定する計画に関する省令 愛知県公害防止条例 第41条2-2	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>一定の量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務づけるもの。</p> <p>都道府県は、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表する。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 〔 〕	その他 〔 〕
<p>（説明）</p> <p>法令様式の書類の他に提出する書類の様式については、事業者の自主的な取組を推進し、これを通じて減量等を推進する趣旨のものであることから、各事業者は、その事業内容や廃棄物の種類、性状等に応じて柔軟に自主的に定めうるものとしている。</p> <p>こうした取組を支援するため、事業者がより円滑に処理計画を作成するための手引きとして、平成13年6月に「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」を作成し、公表したところである。</p> <p>廃棄物処理法の多量排出事業者の報告等は、事業場毎に各事業者がその事業内容や廃棄物の種類、性状等に応じて柔軟に自主的に定め、必要最低限統一しておくべき事項について様式を定めているので、他法令の報告等にも活用できる内容を兼ね備えることにより、効率化を図ることは可能である。</p> <p>当該制度については、提出期限は6月30日としており、3ヶ月の期間を設定している。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			



分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	廃棄物の分類コードの統一		
意見・要望等の内容	廃棄物の分類コードには、廃棄物処理法で規定されている分類をもとに、自治体ごとの事情により異なる詳細分類を追加している紙manifestの分類コード、公益法人が使う分類コード等があり、これらのコードとその解釈を統一することが必要。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	共管	なし
制度の概要	manifest制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対して産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 自治体、民間団体が使用している廃棄物の分類コードは各主体がそれぞれの便宜等に応じて設定しているものと思料。 しかし、既に紙manifestは電子manifestと共通のコードを使用しているところでもあり、今後自治体や民間団体に対しても、分類コードを使用する際はこのコードの使用を要請することを検討する。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備			
意見・要望等の内容	<p>容器に入れる等、一定の危険防止条件を満たす場合には、積替保管規制の適用除外とすべきである。</p> <p>あるいは、公共の積替保管施設を整備すべきである。</p>			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホ、ヘ、ト、第6条第1項イ、ロ 廃棄物処理法施行規則 第1条の4～6、第7条の3～5、同条の7、第8条	共管	なし	
制度の概要	廃棄物の積替え・保管を行う場合 ・周囲に囲いが設けられ、かつ廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。 等が規定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 囲いや表示は、部外者がみだりに立ち入る事を防止するなど他のスペースと区別して管理を行うため、積替保管場所に設けることとしているが、現にトラックとの積替えが必ず行われる鉄道貨物や船舶による廃棄物の運搬は行われており、囲いや表示を設けることが、積替え禁止と同様の事態になっているとは言えないと思料する。 従って、周囲に囲いを設けることについて適用除外を検討する必要はないと考えている。 また、公共の積替保管施設の整備については、具体的な御要望の内容・需要について伺った上で検討することとしたい。				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	経団連
項目	ダイオキシン類対策特別措置法の運用の統一		
意見・要望等の内容	ダイオキシン類対策特別措置法における届出を、法人の代表者に限らず、支店長等当該設備の実質的な管理責任者においても代表者と扱うよう運用を統一すべきである。		
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置法第12, 13, 14, 18, 19, 28条	共管	
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法の設置・変更等の届出及び年1回の自主測定の報告の際、届出者については、法人にあってはその代表者の氏名となっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明) ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)の規定に基づく届出においては、ダイオキシン類を排出する特定施設の設置等を行うに当たっての最終的な責任を負う法人の代表者を明確にする必要があるが、当該届出事務は自治事務であるため、その運用手法については、上記法の趣旨に鑑み、都道府県及び法に定める政令市によって判断される問題であると考えます。</p>			
担当局課室等名	環境管理局総務課ダイオキシン対策室		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	排ガス中のダイオキシン測定方法の簡素化（新たな測定方法の追加指定）		
意見・要望等の内容	排ガス中のダイオキシンの測定方法については、JIS K0311だけでなく、開発された、あるいは今後開発される簡易な測定方法についても、適用可能なものは追加指定する方向で検討すべきである。		
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第2条	共管	なし
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法による大気基準適用施設の設置者は、排出される排出ガスにつき、ダイオキシン類の汚染の状況について、JIS K0311により測定を行うことが義務付けられている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 横断的措置事項 2環境関係 ア公害等の に該当 措置内容：ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置（高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法）を使用する方法のほか、特定の施設において、より分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。（平成14年度に結論予定）		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施（予定）時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) ダイオキシン類の簡易測定法については、排出基準が高濃度に設定されている施設の測定を中心に、ダイオキシン類の簡易測定法を公定法への追加を検討するための調査を実施することとしており、平成12年度はJIS K0311に定められている高分解能質量分析計を低分解能質量分析計に代えた測定方法について検討した。しかし、低分解能質量分析計による測定は、既存の公定法に比して感度がかかなり低下すること等から、現在のところ公定法に追加するのは困難である。平成13年度はサンプリングを簡略化した測定法等について検討を行ったところであり、今後、検討結果を取りまとめる。平成14年度は試料の前処理方法を簡略化した測定法等について検討を行う予定である。今後、既存の公定法と同等以上の精度が確保できる簡易な測定法が確立された場合は、公定法への追加について検討を行うこととしたい。			
担当局課室等名	環境管理局大気環境課		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	燃料電池発電設備の導入促進のためのばい煙発生施設の適用除外			
意見・要望等の内容	<p>(要望) 燃料電池発電設備の改質器は、ばい煙発生施設の適用除外として認めるべきである。</p> <p>(理由) 燃料電池発電設備は、その構成上ばい煙発生量が極めて少ない(常圧型はNOx: 5 ppm以下、SOx、ばいじんは実質的にゼロ)。このことは、これまでの実証試験等で実証されている。 工事計画の事前届出が不要になれば、設置手続が簡素化される。 環境測定にかかる費用削減に伴い、燃料電池発電設備のランニングコスト低減がはかられ、燃料電池発電設備の導入促進の一助となる。</p>			
関係法令	大気汚染防止法施行令 第2条 別表第1	共管	なし	
制度の概要	燃料電池発電設備の改質器は、大気汚染防止法施行令第2条(別表第1)の「水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉」に相当するとして、改質器バーナ燃料の燃焼能力で重油換算50L/h以上が規制対象となっている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 横断的措置事項 2環境関係 ア公害等の に該当) 措置内容: 燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討する。(平成14年度結論の予定)			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: )			
(説明)				
<p>ばい煙発生施設の設置の事前届出の趣旨は、工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする者に対し、あらかじめ必要事項を届出させ、都道府県知事等が事前チェックを行うことにより、ばい煙による大気汚染を未然に防止することにある。</p> <p>燃料電池発電設備のうち、現在実用段階にあるリン酸型燃料電池の改質器については、一般的に、発生量が少ないもののばい煙が実際に排出されることから、改質器はばい煙発生施設であり、上で述べた事前届出の趣旨に鑑み、届出の対象から除外するべきではないと認識している。</p> <p>なお、ばい煙量の自主測定については、事業者が排出基準を遵守していることを自ら確認するために必要なものであり、自主測定義務自体を除外することは困難であるが、燃料の性状やばい煙の排出実態等の情報を収集し、測定頻度の緩和等について検討を行っているところである。</p>				
担当局課室等名	環境管理局大気環境課			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済連合会	
項目	企業の分社化に関する排水規制のあり方の見直し			
意見・要望等の内容	事業の再構築等を目的として事業所の一部を分社化した際、従来1ヶ所で水量及び汚濁負荷量の測定をしていた場合であって、排水経路・施設の変更及び排水管理上の実質的な変更がない場合は、個別の事業所に測定義務を課すのではなく、従来の測定方法を継続できるようにすべきである。			
関係法令	水質汚濁防止法第14条第2項	共管		
制度の概要	同法第4条の5に規定する総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、当該排出水の汚濁負荷量を測定しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>排出水の汚濁負荷量の測定は、当該指定地域内事業場から排出水を排出する者がその義務を負うこととされており、法人企業の場合、法人そのもの及び企業の関係者全員で遵守すべきものとされている。また、この測定義務は総量規制基準の遵守義務を各事業場等が履行するために、汚濁負荷量の測定を確実にし、これを記録して、自己管理を行う必要があるために設けられているものであるから、総量規制基準が適用される者がそれぞれにおいて果たすべきものである。このことから、分社化により従来一法人により設置されていた指定地域内事業場が複数の法人により設置・稼働されることとなった場合も、それぞれの法人が排出水の汚濁負荷量の測定義務を負うことが適当と思料される。</p>				
担当局課室等名	水環境部閉鎖性海域対策室			

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会												
項目	工場等の設置・変更時の許認可申請手続の合理化														
意見・要望等の内容	<p>(要望)</p> <p>該当法令ごとに重複内容の書類を添付して提出している届出書類の一本化・合理化を図るべきである。たとえば届出書一冊で、大気、水質、騒音、振動、廃棄物等、すべての申請手続を可能とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>工場等の設置・変更時、複数の関係法令に該当する特定施設等がある場合、配置図、仕様書、公害防止対策等の同一内容の書類を各々の法律ごとの届出書に決められた部数を添付して提出しなければならない、過大な負担となっている。</p>														
関係法令	<p>大気汚染防止法 第6条1項、第7条1項、第8条1項、第11条</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条1項、第7条、第8条1項、第9条</p> <p>振動規制法 第6条1項、第7条1項、第8条1項、第10条</p> <p>騒音規制法 第6条1項、第7条1項、第8条1項、第10条</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法 第12条、第13条、第14条、18条</p> <p>水質汚濁法</p>	共管	地方公共団体												
制度の概要	<p>大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁法の特定施設を設置、変更又は廃止しようとする者は、工場等の名称、所在地、施設の種類、公害防止の方法等を都道府県知事又は市町村長に届け出る。</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県においては、1日当たり50m<sup>3</sup>以上公共用水域に水を排出する工場又は事業場は、特定施設の設置又は構造等の変更をしようとするときは、工場等の名称などを記載した申請書を府県知事に提出し、その許可を得なければならない。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済 措置予定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期: )</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			(実施(予定)時期: )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中														
(実施(予定)時期: )															
<p>(説明)</p> <p>届出又は許可(以下「届出等」という。)の対象施設に係る届出等手続の合理化については、当省では、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令(平成8年総理府令第7号)により、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法(以下「各法」という。)についての氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化を行った。</p> <p>同時に、平成8年3月29日付け環大企第66号・環大規第62号・環水管第64号・環水規第124号「大気汚染防止法等に係る氏名等変更書及び承継書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」により、氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化を都道府県及び政令市に通知し、事務手続上の事業者の負担軽減のための対策に努めてきたところである。</p> <p>要望書の要望理由の中で挙げられている書類のうち、公害防止対策に係る書類については、各法により届出対象となる施設の種類が異なり、また、公害防止のために行われる対策内容も異なる(例えば、大気汚染防止法においては、ばい煙の処理の方法を記載し、騒音規制法においては、騒音の防止の方法を記載する等)ため、各々の法律ごとに提出を求められる書類において重複する記載事項はほとんどない。従って、同一内容の書類を各々の法律ごとの届出書に決められた部数を添付して提出しなければならない事態は生じないと考える。特定施設の設置の届出、施設の構造概要図及び仕様書についても同様である。なお、施設の配置図については、各法において様式又は規格を規定しておらず、過大な負担にはならないと認識している。</p> <p>また、各法の申請・届出手続を合理化することについては、e-Japan重点計画に基づき政府全体で電子化に取り組んでおり、地方公共団体が行う大気汚染防止法等の諸手続についても申請・届出者の負担の軽減を図るべく、手続の電子化実現のために実施方策を提示してまいりたい。</p>															
担当局課室等名	環境管理局大気生活環境室、大気環境課、ダイオキシン対策室 水環境部水環境管理課、閉鎖性海域対策室														

分野	エネルギー 環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	火力発電所の立地に係る環境影響評価手続の簡素化		
意見・要望等の内容	環境影響評価の対象となる容量基準を、燃料種別、原動機別とする 行政機関の審査期間を短縮する シミュレーション、データベースを活用し、現況調査を合理化する		
関係法令	環境影響評価法 環境影響評価法施行令別表第一 電気事業法第46条の2 ～第46条の22 地方自治体環境影響評価条例等	共管	経済産業省 各地方自治体
制度の概要	環境影響評価法施行令において、燃料種、原動機に関わらず出力規模で、環境影響評価の対象を定めている。 電気事業法において、評価書等の届出から経済産業大臣による勧告または命令までの期間について上限を定めている。 環境影響評価法において、方法書手続を経て事業者が環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定することと定めている。また、基本的事項において、事業者が簡略化された調査手法を選定できると定めている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 2（環境関係）（1）環境分野の基本方針 このため、（中略）、 <u>環境アセスメントの充実、上位計画や政策における環境配慮の在り方の検討</u> 、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大等を積極的に行い、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>環境影響評価の対象となる容量基準を、燃料種別、原動機別とする</p> <p>【措置困難】 環境影響評価法の対象は、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模で定めており、発電所に関しては規模の指標として出力が15万キロワット以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く）を環境影響評価法施行令別表第一において、燃料種、原動機に関わらず環境影響評価の対象として定めている。環境に影響を与える要因は燃料種、原動機の種類以外にも、土地の改変、温排水など多様な影響要因があり、かつ、それらの複合的な影響も考えれば、それぞれの燃料種や原動機の別によって規模を決めることは適当でないと考えている。</p> <p>行政機関の審査期間を短縮する</p> <p>【その他】 調査等の結果を公表し、関係する地方公共団体や環境省等からの意見聴取の手続は、事業者のセルフコントロールの仕組みである環境アセスメントにおいて、客観性・信頼性の確保のため不可欠なものである。そのため、審査期間については、電気事業法施行規則において、届出から経済産業大臣による勧告または命令までの期間を、方法書については180日以内（第61条の5）、準備書については270日以内（第61条の8）、評価書については30日以内（第61条の10）と上限を定めているところ。その期間内で、適切な意見形成を行うよう努めてまいりたい。</p> <p>シミュレーション、データベースを活用し、現況調査を合理化する</p> <p>【措置済み】 環境影響評価法第5条～第10条に規定する方法書手続を経て、事業者が同法第11条において調査の手法を選定することとなり、事業特性や地域特性に応じて適切な調査手法等を採用することが可能な仕組みとなっている。 基本的事項4（2）においても、環境への影響が極めて小さいことが明らかな場合や類似の事例により影響の程度が明らかな場合などには、標準手法以外のより簡略化された形の調査手法を選定することができる旨を明記している。</p>			
担当局課室等名	経済産業省電力安全課 環境省総合環境政策局環境影響評価課		



分野	環境 都市再生	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	都市開発事業に係る環境アセスメントの簡素化		
意見・要望等の内容	環境アセスメントは、現況調査から評価事案の公示・縦覧、評価書の公示・閲覧までの手続に3年近くを要するなど、手続に相当の時間を要する。円滑な都市開発事業の促進の観点から、スピーディで効率的かつ効果的な運用を図るべきであり、国は、地方自治体等に対してその旨指導を行うべきである。		
関係法令	環境影響評価法 環境影響評価法第4条第9項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）6 (1) 東京都環境影響評価条例	共管	国土交通省 東京都
制度の概要	環境影響評価法において、方法書手続を経て事業者が環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定することと定めている。また、基本的事項において、事業者が簡略化された調査手法を選定できると定めている。 都道府県知事・政令市市長に対する通知において、意見の内容が確定したときは速やかに意見を述べることを求めている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 2（環境関係）（1）環境分野の基本方針 このため、（中略）、 <u>環境アセスメントの充実、上位計画や政策における環境配慮の在り方の検討</u> 、再生可能エネルギー等の一層の導入拡大等を積極的に行い、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>環境影響評価法第5条～第10条に規定する方法書手続を経て、事業者が同法第11条において環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することとなっており、事業特性や地域特性に応じて適切な調査手法等を採用することが可能な仕組みとなっている。</p> <p>また、基本的事項6(1)においても、環境への影響が極めて小さいことが明らかな場合や類似の事例により影響の程度が明らかな場合などには、標準手法以外のより簡略化された形の調査手法を選定することができる旨を明記している。</p> <p>さらに、各都道府県知事、各政令市市長に対し、「環境影響評価法の施行について」（平成10年1月23日・環企評20）において、方法書及び準備書について都道府県知事等が意見を述べる際は、「手続の円滑な進行を確保する観点から、都道府県知事は意見の内容が確定した場合には、政令で定めた期間内であっても速やかに意見を述べるのが適当であると考えているところであり、この旨御配慮願いたい。」と通知しており、法の趣旨について周知徹底を図っている。</p>			
担当局課室等名	総合環境政策局環境影響評価課		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	デポジット制の導入、すべての自治体での容器包装の分別収集体制の整備		
意見・要望等の内容	デポジット制度の導入 すべての自治体での容器包装の分別収集体制の整備		
関係法令	循環型社会形成推進基本法第23条 容器包装に係る分別及び再商品化の促進等に関する法律	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、 経済産業省（容器包装に係る分別及び再商品化の促進等に関する法律）
制度の概要	<p>&lt;デポジット制度&gt; 循環型社会形成推進基本法（第23条）では、経済的負担措置制度の導入について、廃棄物等の発生抑制等に資する場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を促進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとされている。</p> <p>&lt;容器包装のリサイクル&gt; 容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。 分別収集の対象品目や分別収集の開始時期等については市町村の判断によることされているが、本法の施行後、分別収集に取り組む市町村数並びに容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量は着実に増加。 平成12年度では、既に缶で約9割、びんで約8割、ペットボトルで約7割の自治体が分別収集を開始。ペットボトルの生産量に対する回収率も34.5%に向上。</p>		
計画等における記載の状況	<p>&lt;デポジット制度&gt; 【改革工程表（規制改革（環境）14年度中に措置） 廃棄物・リサイクル問題に係る検討とりまとめ（拡大生産者責任の導入）</p> <p>&lt;容器包装のリサイクル&gt; 【規制改革推進3か年計画】 (3)個別事項 イ リサイクル・廃棄物 ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施（予定）時期： )			
<p>(説明)</p> <p>デポジット制度導入の効果や経済に与える影響等について適切に調査、研究を進める。 一方、容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	廃棄物の定義・区分の見直し、医療系廃棄物の適正処理のための抜本的見直し		
意見・要望等の内容	<p>廃棄物の定義・区分については、早急に見直し、総合的かつ一元的な実施体制を確立する。</p> <p>一般廃棄物、産業廃棄物の区分見直しとあわせ、医療系廃棄物を従来の処理区分から分離し、適正処理のため抜本的な見直しが必要。</p>		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	共管	なし
制度の概要	<p>廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」として定義。不要物については、自ら利用できないか、他人に有償で売却できないために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものとされている。</p> <p>廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものについて、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物という区分が設けられている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】</p> <p>廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。</p> <p>同部会において平成14年3月に中間とりまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	産業廃棄物に係る業、施設許可の基準緩和反対		
意見・要望等の内容	産業廃棄物に係る業、施設許可の見直しについては、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たないことから、現行の許可基準を緩和すべきではない。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項、第14条第1項及び第4項、第15条	共管	なし
制度の概要	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者又は産業廃棄物処理施設の設置者等は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県（保健所設置市にあっては市長）の許可を受けなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>産業廃棄物は、占有者にとって不要な物であるため、捨てた方が得であり、その処理に適正な費用をかけようとする動機付けが働きにくいことから、不適正な処理による生活環境保全上の支障を未然に防止するため、処理する物及び処理の内容を問わず他人の廃棄物の処理を業として行おうとする者については、都道府県知事等による許可制とし、欠格要件に該当していないこと及び当該廃棄物の処理に必要な施設を有していること等の要件を満たした場合に限り許可することとしている。また、廃棄物処理施設については、生活環境に与える影響等のある一定の施設については同様に都道府県知事の許可を要することとしている。</p> <p>なお、廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析、経済的措置に係る議論の一本化		
意見・要望等の内容	<p>地球温暖化対策を推進するに当たっては、現行施策の評価・分析を行い、その結果に基づき今後の追加施策を検討すべきである。</p> <p>また、経済的措置については、中環審などの関係審議会の間で議論の重複があり、省間で考え方に違いがあるが、これらの調整を行い、早急に政府として一本化した議論を行うべきである。</p>		
関係法令	地球温暖化対策推進法など	共管	なし
制度の概要	<p>我が国はC O P 3 終了直後の 1997 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置、同推進本部は 1998 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」（大綱に基づく施策の体系は参考資料 4 参照）を決定した。同大綱では、京都議定書の目標を達成するための当面の地球温暖化対策が示されており、2001 年 7 月には第 3 回目のフォローアップを実施した。</p> <p>1998 年 10 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、1999 年 4 月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定され、これらに基づき、わが国のすべての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととされた。また、基本方針では、国、地方公共団体、事業者、国民のすべての主体が温暖化対策を推進すべきことが示されている。</p> <p>また、エネルギー需給面の両面にわたる対策として、1998 年の「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正や、1997 年の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定された。現在は、これらに基づき各種の対策が推進されている。</p>		
計画等における記載の状況	【規制改革推進 3 か年計画】 横断的措置事項 2 環境関係 ウその他 温室効果ガスの発生削減		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期：本年の京都議定書締結・発効を目標としている)			
(説明)			
<p>地球温暖化対策推進本部においては、地球温暖化対策推進大綱など現行施策の評価・分析を行い、3月19日に新しい地球温暖化対策推進大綱が決定された。この新しい大綱においては、京都議定書の6%削減約束の達成のため、100種類を超える個々の対策の導入目標量、その削減見込量などを定量的に明らかにされた。また、3月29日に、「気候変動枠組条約の京都議定書の締結の国会承認を求める件」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されている。</p> <p>なお、新しい大綱は、「環境と経済の両立」、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」、「各界各層が一体となった取組の推進」、「地球温暖化対策の国際的連携の確保」の4つを基本的考え方としているが、今後、地球温暖化対策を推進するに当たっては、この「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」の考え方に基づき、節目節目(2004年、2007年)に対策の進捗状況について評価・見直しを行い、その結果に基づき、段階的に必要な対策を講じていく。</p> <p>さらに、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討を行う所存。</p>			
担当局課室等名	地球環境局地球温暖化対策課		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	循環型社会形成推進基本計画の前倒し等		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2003 年度策定予定の循環型社会形成推進基本計画は、前倒しで策定すべき</li> <li>・ 計画には製品毎のリサイクル可能率、回収率、リサイクル率などの目標値の設定と、管理システムの構築を盛り込んだ内容とすべき。</li> </ul>		
関係法令	循環型社会形成推進基本法第 15 条	共管	なし
制度の概要	政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画を定めるものとされている。（循環型社会形成推進基本法第 15 条）		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進 3 か年計画】</p> <p>(3) 個別事項</p> <p>イ リサイクル・廃棄物 廃棄物等のリサイクル制度</p> <p>【改革工程表（循環型経済社会 14 年度中に措置）】</p> <p>循環型社会の構築</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: )		
(説明)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本計画については法定上の期限である平成 15 年 10 月 1 日を前倒しし、平成 14 年度中に策定予定。平成 14 年 1 月には中央環境審議会により計画策定のための具体的指針が取りまとめられた。</li> <li>・ 計画における目標値の設定に関しては、計画策定のための具体的指針の中で、「数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握することが必要である」と述べており、また具体的な指標のイメージとして、「物質収支を踏まえた、ある年次での総物質投入量・再使用量・再生利用量・廃棄物量の設定、主要な循環資源についての回収率・リサイクル率などが考えられる」としている。</li> <li>・ 同指針の中では、基本計画の進行管理と実効性の確保について、「年次報告の活用や関係予算のとりまとめなど基本計画の進行管理に必要な調整手法や、第三者機関として中央環境審議会が評価・点検を行うなどの体制についてできるだけ具体的に示すものとする」としており、また「基本計画の策定にあたっては、基本計画の実効性を高めるための手法を検討し、その成果をできるかぎり反映させる」としている。</li> <li>・ 同指針を踏まえ、今後計画を策定していくもの。</li> </ul>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	廃棄物処理業者に関する情報開示、不法投棄防止基金制度の創設		
意見・要望等の内容	廃棄物処理業者に関する情報開示については、過去の不法投棄等に伴う処分歴や立ち入り調査の結果などの情報を開示し、事業者が優良事業者選択をしやすくようにすべきである。また、不法投棄防止のための保険・基金制度を創設し、廃棄物処理業者に加入を義務付けることが必要。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 廃棄物処理業者に関する過去の処分歴や立ち入り調査の結果の情報開示については、現状では処分等を行った都道府県等の情報公開制度に基づき個別の利害関係者に対し情報開示することで対応できるものと考え、排出事業者の利便等の観点から、情報開示の方法等について更に検討を行っているところ。 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄に対する罰則等規制強化や排出事業者責任強化により、不法投棄防止を図ってきているところであり、廃棄物処理業者に不法投棄防止のための保険・基金に加入することを義務づけることは、モラルハザードを生じかねないこと、無許可業者や排出事業者による不法投棄の件数が多い中で、これらの者に対する防止策とはならないこともあり、まずは改正法の施行の徹底を図り、構造改革を進めていくことが重要と考えている。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	公害関連特定施設の届出手続に係る期間短縮		
意見・要望等の内容	届出から認可までの期間を60日から30日にしていただきたい。		
関係法令	水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条 ダイオキシン類対策特別措置法第17条	共管	なし
制度の概要	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「各法」という。）の規定に基づき特定施設の設置に係る届出をした者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設の設置や構造の変更等を行うことができない。ただし、都道府県知事又は政令市長は、この実施の制限に係る期間を短縮することができることとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>上記の欄でも述べたように、各法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、特定施設の設置や構造の変更等に係る60日の実施制限期間を短縮することができることとされている。同項の規定の趣旨は、適切な内容の設置等の届出を行った者については、実施制限期間の経過を待たずに設置の工事等を行えるようにするものである。</p> <p>本規定の積極的な活用については、平成9年9月24日付け環大規第232号・環水規第309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「大気汚染防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出（以下、「特定施設の設置等届出」という。）の審査を行い、排出基準・敷地境界基準又は、排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県及び政令市に対して通知している。</p> <p>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法における特定施設については、規制緩和推進計画3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)において、引き続き、実施制限期間短縮措置を積極的に講じるよう都道府県等を指導することで結論を得ている。これを受けて、平成11年4月23日付け環大規第128号・環水規第157号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理状況について」により、都道府県及び政令市における届出の事務処理状況を調査し、同時に実施制限期間の短縮措置を積極的に講じるようお願いした。</p> <p>実施制限期間短縮に係る平成9年通知は年々浸透しつつあり、平成11年度の調査の時点において、届出書の審査状況については、審査に要した日数が30日以内の割合は概ね90%程度であることから、ほとんどの届出が実質的には30日以内で審査を終えている。一方、届出書類の不備のため事業者に指導する等の理由により審査に30日以上かかる場合も実際に存在しており、実施制限期間の上限の60日を切り下げることは適当ではない。(平成11年度特定施設の設置等届出事務の処理状況追跡調査による。)</p> <p>以上により、標記の要望については通知等により既に可能な措置を講じており、また、法改正で一律に行うことは適当ではない。今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるよう都道府県知事及び政令市長に指導等を継続することが妥当であると考えている。</p>			
担当局課室等名	環境管理局大気環境課、総務課ダイオキシン対策室 水環境部水環境管理課		



分野	環境	意見・要望提出者	自動車工業会	
項目	一般廃棄物と産業廃棄物の定義見直し（排出主体ごとの区分への変更など）			
意見・要望等の内容	廃棄物を物ごとに区分するのではなく、排出主体ごとに区分する。即ち、事業者が排出する廃棄物は産廃扱いとする又は産廃業者でも扱えるようにする。若しくは、例えば紙くずや木くずであれば一般家庭、事業者のどちらが排出しようが、一廃・産廃の区別なく、どの廃棄物処理業者も取り扱えるようにする。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等その他政令で定める廃棄物等とされ、当該政令で定めるものの中には、木くず、紙くず等特定の業種に係るもののみを産業廃棄物としているものもある。産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物とされている。</li> <li>一般廃棄物と産業廃棄物について、それらの処理を業として行う場合には、一般廃棄物については市町村長の、産業廃棄物については都道府県知事等の許可がそれぞれ必要。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。 【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） 廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。 同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課			

分野	環境	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	廃棄物の定義の見直し（リサイクル用は廃棄物から除外）		
意見・要望等の内容	廃棄物の範囲について、有償か逆有償かで区分するのではなく、処理方法で区分する。即ち、リサイクルしている実体があれば廃棄物扱いにしない。リサイクル業者は再生品を売却したことを証明する書類を定期的に行政に報告するなどにより再生の実施を担保する。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	共管	なし
制度の概要	廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」として定義。不要物については、自ら利用できないか、他人に有償で売却できないために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものとされている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。 【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。</p> <p>同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課		

分野	環境	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	再生利用認定の要件緩和		
意見・要望等の内容	<p>再生利用業者の環境大臣による認定の要件が厳しく、審査基準が不明瞭で分かりがたい為、認定業者がほとんど居ない。又、ある行政で自社製品以外は再生してはいけないこと、再生利用事業で利益を出さないことなどの付帯条件（又は指導）を付けているという話を聞いたことがある。</p> <p>再生利用認定の要件を緩和し、及び審査基準を明確化して公表する。</p> <p>また、他社製品受入不可等の要件があるとすれば、この条件を廃止して欲しい。</p>		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第12条の12の2～7	共管	なし
制度の概要	環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上の支障がないものとして環境省令で定める基準に適合している場合に、環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者については、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、又は施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる制度。		
計画等における記載の状況	<b>【規制改革推進3か年計画】</b> 再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たすものについては、積極的に認定する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<b>（説明）</b> 平成13年10月、再生利用の対象に、化製場から排出される廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用することを加えたところ。 再生利用の内容の基準、再生利用を行い、又は行おうとする者の基準及び再生利用の用に供する施設の基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省告示において明確化されている。 再生利用認定制度については、廃ゴムタイヤ、汚泥、廃プラスチック類、廃肉骨粉が対象となっているが、現在まで汚泥について9件、廃ゴムタイヤについて1件、廃肉骨粉について21件の認定がなされており、廃プラスチックについては申請がないため認定はないという状況である。 また、再生利用認定制度においては、再生利用事業で利益を出さないこと、他社製品受入不可等の要件はない。自社製品のリサイクルの御指摘は、メーカー等製造事業者による広域再生利用指定制度に関する事項と考慮されるため、具体的に御相談されたい。 なお、再生利用認定制度は廃棄物処理を行うために本来必要である業許可及び施設設置許可を不要とする制度であるため、廃棄物の不適正処理を防止する観点から自ずとその審査基準は厳しいものにならざるを得ず、審査に当たっても十分な精査が必要であると考えます。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課		

分野	環境	意見・要望提出者	自動車工業会	
項目	一律の廃棄物焼却炉のCO濃度規制の緩和			
意見・要望等の内容	活性炭吸着などの設備対策により、ダイオキシン類の排出基準を満足する焼却炉は、CO濃度基準を適用除外する等の処置を検討してほしい。但し、ダイオキシン類濃度の測定頻度を増やして基準適合を担保するような付帯条件があっても可。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律規則 第4条の5第1項第2号	共管	なし	
制度の概要	廃棄物焼却施設の維持管理の技術上の基準において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制を確保するため、排ガス中のダイオキシン類濃度の基準に加え、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるよう焼却することとする基準を設定している。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 液中燃焼炉については、排ガス中のCO濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要性について検討し結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成13年10月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	既にダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制に伴い、排ガス中のCO濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあるもの等において、御要望のあったもののうち妥当性のあるものについては、液中燃焼炉等の4種類の焼却施設における一律のCO規制を緩和したところである。			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会、関西経済連合会、オリックス株式会社	
項目	廃棄物処理法に係る規制緩和（再委託禁止条項の撤廃）			
意見・要望等の内容	廃棄物の処理委託について再委託禁止条項の撤廃を要望する。（社団法人リース事業協会、関西経済連合会、オリックス株式会社）			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項、第12条第1項、第14条第10項及び第14条の4第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12及び第6条の15	共管	なし	
制度の概要	<p>廃棄物処理法では、一般廃棄物処理業者が他人に収集若しくは運搬又は処分を他人に委託することを禁止している。</p> <p>廃棄物処理法では、事業者から産業廃棄物の処理委託を受けた産業廃棄物処理業者は廃棄物処理法施行令で定める基準に従って再委託する場合及び環境省令で定める場合を除いて、原則として産業廃棄物の処理の再委託を禁止している。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） 一般廃棄物の処理は市町村が策定する一般廃棄物処理計画に従って実施されるものであり、一般廃棄物処理の再委託を認めた場合、責任の所在が不明確になり、不法投棄等の不適正処理を誘発する恐れがあること等を踏まえ、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理業者が他人に委託することを禁止している。 産業廃棄物の再委託を無条件に認めた場合には、責任の所在が不明確となり、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあること等を踏まえ、廃棄物処理法では、産業廃棄物処理業者が委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託することを原則として禁止している。 ただし、あらかじめ事業者に対して再委託者の氏名又は名称及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で、当該事業者の書面による承諾を受けている場合等産業廃棄物を施行令第6条の12に定める基準に従って他の産業廃棄物処理業者に再委託することは可能である。 なお、産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく委託契約以外に斡旋、紹介及び仲介等を行うことは何ら禁止されていない。				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	廃棄物処理業・処理施設の設置並びに変更等に係る許可の見直し			
意見・要望等の内容	設置許可手続に時間を要するため、建設工事において使用する汚泥の脱水処理施設について許可要件を緩和して欲しい。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15 条第 1 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号	共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物たる汚泥の脱水施設を設置しようとする者はその施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成 15 年 1 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、処理に伴って発生する排水等により生活環境に与える負荷が大きいことから許可を要する産業廃棄物処理施設としている。</p> <p>産業廃棄物処理施設については、当該施設の利用者が誰であるかにかかわらず、施設の設置に伴って生ずる生活環境の支障を未然に防止する観点から一定の要件を満たしたのものについてのみ許可することとしており、排出事業者自らが施設を設置する場合であっても別異に取り扱うことはできない。</p> <p>なお、産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に当たり、いったん所要の添付書類を提出の上受けた許可に係る許可証を新たに申請を行う申請書に添付した場合には住民票等の書類の添付を省略することができる旨の廃棄物処理法施行規則の改正を平成 13 年 11 月に行い、平成 14 年 1 月から施行しており、既に手続の合理化を実施済み。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	焼却残さの一般廃棄物、産業廃棄物の区分の撤廃			
意見・要望等の内容	焼却残さの最終処分に当たっては一般廃棄物と産業廃棄物の区分に応じてそれぞれ許可が必要となることから、焼却残さは当該区分から外して欲しい。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等その他政令で定める廃棄物等とされ、それ以外の廃棄物は一般廃棄物とされている。</li> <li>一般廃棄物と産業廃棄物について、それらの処理を業として行う場合には、一般廃棄物については市町村長の、産業廃棄物については都道府県知事等の許可がそれぞれ必要。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】</p> <p>廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
	(実施(予定)時期: )	具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なリサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。</p> <p>同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課			

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	化学物質の規制、法令等の統一化			
意見・要望等の内容	<p>各種の法令で化学物質に関する規制が決められており、それらの関連が複雑でわかりづらい。一つの物質が複数の法令の中で規制されていることも珍しくない。</p> <p>法令の統一化の推進。一つの法令で作業環境からP R T Rの報告などが必要なことがわかるような、わかりやすい法令の統一を求める。</p> <p>(経済産業省、厚生労働省に対しても同様の意見・要望等)</p>			
関係法令	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等</p> <p>(この他に化学物質に関する他省所管の規制、法令等が存在する)</p>	共管	<p>経済産業省(化学物質排出把握管理促進法、化審法)、厚生労働省(化審法)</p> <p>(この他に化学物質に関する他省所管の規制、法令等が存在する)</p>	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質排出把握管理促進法により、事業者が化学物質の排出量等の把握及び届出等を義務づけている。</li> <li>化審法により、新規に製造又は輸入される化学物質を事前に審査し、必要に応じ製造等の規制を行っている。</li> <li>大気汚染防止法により、工場及び事業場における事業活動に伴う化学物質の排出の規制等を行っている。</li> <li>水質汚濁防止法により、工場及び事業場から公共用水域に排出される化学物質の排出の規制等を行っている。</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法により、工場及び事業場におけるダイオキシン類の排出ガス、排水に対する規制及び汚染土壌に係る措置等を行っている。</li> </ul> <p>(この他に化学物質に関する他省所管の規制、法令等が存在する)</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)	<p>1. 化学物質に係る規制・法令については、個々の政策目的・観点に応じた個別法に基づき、それぞれ必要な内容が制定されており、1つの物質について個々の法令に基づいた規制を受けることはやむを得ないと考える。</p> <p>2. なお、環境省においては、化学物質データベースを設置し、環境省ホームページ上で化学物質の名称やCAS番号などから、化審法、化学物質排出把握管理促進法、化学兵器禁止法、毒劇物取締法、労働安全衛生法などの国内規制法に関する情報や物理化学的性状・毒性データ等の個別物質情報を検索・閲覧することができるようになっている。</p> <p>今後とも、引き続き、化学物質に関する各種情報を適切に提供してまいりたい。</p>			
担当局課室等名	<p>環境保健部環境安全課、化学物質審査室、企画課</p> <p>環境管理局大気環境課、ダイオキシン対策室</p> <p>水環境部水環境管理課等</p>			



分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	汚染土壌浄化に関する処理基準の明確化			
意見・要望等の内容	汚染されたあるいは汚染のおそれのある土壌に対する適切な調査や、浄化を行わせるための処理基準の設定をお願いしたい。また、対策等の責任者を明確にしていきたい。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	土壌環境基準の設定（平成3年8月）、土壌・地下水汚染に調査・対策指針の策定（平成11年1月）にとどまっており、制度としては存在しない。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>市街地の土壌汚染に関する対策について、以下の点に留意の上、法制化を含めた実効ある制度について検討する。</p> <p>a 地下水の利用状況や土地の用途といった地域の実情を考慮した処理基準について検討する。</p> <p>b 規制の在り方について、制度が最も円滑に運用されるような仕組みについて検討する。</p> <p>c 費用負担に関し土地の所有者や占有者の責任を考慮する必要性について検討する。</p> <p>d 汚染原因者が不明の場合等の最終的な救済方策として実効性のある資金確保の方法について検討する。</p> <p>e 汚染情報を公開した者が不利にならないような仕組みについて検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：第154回通常国会)			
(説明)	<p>「今後の土壌環境保全対策の在り方について」（平成14年1月25日中央環境審議会答申）を受け、土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする「土壌汚染対策法案」を閣議決定し、第154回通常国会に提出した。（平成14年2月15日）</p>			
担当局課室等名	環境管理局水環境部土壌環境課			

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	P C B 処理事業に関する助成措置			
意見・要望等の内容	環境事業団から民間事業者に対しても適正な助成が為されるよう、基準の明確化と透明性のある運用を求めるもの。			
関係法令	環境事業団法第18条第1項第7号	共管	なし	
制度の概要	P C B 廃棄物のうち、高圧トランス・コンデンサについては、その処理費用に関し、高額な費用負担が予想されることから、費用負担能力が小さい中小企業者の費用負担の軽減を図るなど円滑な処理を促進するためのP C B 処理基金が設けられている。同基金は、国と都道府県及び産業界が協調造成し、環境事業団内に設けることとされており、環境事業団による処理費用の他、廃棄物処理センター及び民間事業者等環境事業団以外の事業者についても、環境大臣の指定を受けた場合には、基金から助成を行うこととしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：平成13年7月)				
(説明)				
<p>確実かつ適正な処理を広域的に行うことのできる民間事業者を指定し、当該民間事業者が中小企業者から処理の委託を受けた場合にその処理費の一部について、中小企業者の高圧トランス・コンデンサの処理費用について負担軽減を図るため、基金のうち国と都道府県の拠出分を原資として助成を行うこととしている。また、指定を受けた民間事業者が処理に伴い周辺環境のモニタリングを行う場合等に要する費用の一部について、基金のうち産業界の拠出分を原資として助成を行うこととしている。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課			

分野	環境	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	産業廃棄物収集の業種限定の見直し			
意見・要望等の内容	同一廃棄物に限り、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を緩和する。			
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等その他政令で定める廃棄物等とされ、当該政令で定めるものの中には、木くず、紙くず等特定の業種に係るもののみを産業廃棄物とされているものもある。産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物とされている。</li> <li>一般廃棄物と産業廃棄物について、それらの処理を業として行う場合には、一般廃棄物については市町村長の、産業廃棄物については都道府県知事等の許可がそれぞれ必要。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】                  廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>【改革工程表（循環型経済社会 14年度中に措置）】                  廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設設置許可の見直し等の検討を取りまとめる。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>廃棄物の定義・区分等、廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制や円滑なりサイクルの推進等の観点から、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討中。</p> <p>同部会において平成14年3月に中間取りまとめを行ったところであり、今後パブリックコメントを経て、さらに同部会において検討を進め、平成14年中を目途として最終的な取りまとめを行う予定。</p>				
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課			

分野	環境	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	容器包装リサイクル法に係る自主回収の認定基準の見直し		
意見・要望等の内容	自主回収の認定の基準を緩和し、回収率が少ない場合にも認定し、再商品化義務量から控除すべき。		
関係法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</li> <li>・事業者はリサイクルの義務を履行するため、自主回収の認定、独自ルートでの認定、指定法人への委託という3つの方法から選択することができる。</li> <li>・自主回収の認定制度は、事業者が再商品化義務のある容器包装を自ら又は他の者に委託して回収し、その方法が一定の回収率（概ね90%）を達成するため適切であると主務大臣が認めるときは、認定された容器包装全部について再商品化の義務が免除されるもの。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>(3)個別事項</p> <p>イ リサイクル・廃棄物</p> <p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による再商品化に関しては、大部分が指定法人への委託により義務が履行されているが、リターナブルびんを中心として自主回収の認定もなされてきており、容器包装リサイクル法の施行後、自主回収の認定を受けた事業者及び認定を受けた容器の種類数は着実に増加している。</li> <li>・制度的には、自主回収の認定を受けた容器包装については全量の義務控除が受けられ、一方、この認定を受けなくとも、自主回収した容器包装の実績に応じて義務量は控除できることとしており、リターナブル容器の利用促進に向けた一つの動機付けとして設けられたものである。</li> <li>・従って、要望において自主回収を少量行った場合では再商品化義務量から控除できない旨の記載があるが、これは事実誤認であるものと思われる。</li> </ul>			
担当局課室等名	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室		

分野	環境	意見・要望提出者	日本ELVリサイクル推進協議会	
項目	自動車リサイクル法（仮称）の制定			
意見・要望等の内容	新たな自動車リサイクルシステムの構築に向け、政府部内で検討されている自動車リサイクル法（仮称）の次期通常国会における制定、及び可能な限り早期の施行を要望する。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</li> <li>・道路運送車両法</li> </ul>	共管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省</li> <li>・国土交通省</li> </ul>	
制度の概要	使用済自動車について、資源の有効利用の確保及び適正な処理を図るため、自動車製造業者等に自動車破碎残さ等の再資源化等を義務付ける等関係者に対する所要の措置を講ずることを内容とする予定。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>自動車リサイクル対策</p> <p>【改革工程表】</p> <p>11. 循環型経済社会</p> <p>通常国会で措置（b）法改正 循環型経済社会の構築</p> <p>自動車リサイクル法案及び関連改正法案（道路運送車両法等）を提出する。</p> <p>【改革先行プログラム】</p> <p>第2章 具体的施策</p> <p>1. 経済を活性化し、新産業・チャレンジャー、雇用を生み出す制度改革・環境整備</p> <p>（1）規制改革等 生活者向けサービス分野 ホ 環境</p> <p>自動車リサイクル法案及び関連改正法案の提出</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>平成14年通常国会への提出に向け作業を進めているところ。</p> <p>施行時期については検討中。</p>				
担当局課室等	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室			

分野	基準認証	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	非高分子系新規化学物質届出時の魚体を用いた濃縮度試験の見直し		
意見・要望等の内容	非高分子系の新規化学物質を届け出る際に課せられる魚体を用いた化学物質の濃縮度試験を見直し、水に難溶性の化学物質については、科学的根拠に基づいたリスクアセスメントで代用できるよう、法律及び命令を弾力的に運用すべきである。		
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条第5項 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第2条第1項第2号	共管	厚生労働省、経済産業省、環境省
制度の概要	<p>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という。）第3条等により新規化学物質の製造等の届出があったときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、同法第4条第5項に基づき定められる試験項目等によって実施される試験の成績に基づいて、生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうか等の判定を行うこととされている。</p> <p>上記の試験項目は、新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令で定められており、生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうかについては、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験で実施することとしている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>化審法においては、化学物質の環境汚染を通じた人の健康への悪影響を防止することを目的として、化学物質の性状のうち分解性、蓄積性及び長期毒性に着目して、上市前にこれらの性状の有無を審査し、その有する性状等に応じて必要な規制を行うこととされている。</p> <p>生体への蓄積性については、新規化学物質に対する規制の適用を判断する重要な性状であるため、より正確な科学的データに基づき判定が行えるよう、魚類を用いた濃縮度試験の試験成績を用いることとされている。従って、難水溶性物質についても、OECDテストガイドライン等に基づき魚類を用いた濃縮度試験が実施可能な場合には、その試験結果に基づき審査を行う必要があるが、試験の実施が困難な場合については、試験成績以外の知見に基づき判定を行うこととなる。</p>			
担当局課室等名	環境保健部化学物質審査室		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	化審法における医薬品中間物に係る規制の見直し		
意見・要望等の内容	海外で製造が認められた医薬品の中間物として新規化学物質を国内で製造する場合で、当該中間物が海外向けに全量輸出され国内に残留することのない場合は、国内向けの医薬品中間物と同様に、化審法に基づく届出等の規制を免除する。		
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条、第5条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第1号	共管	厚生労働省、経済産業省
制度の概要	新規化学物質を製造し又は輸入しようとする者は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条に基づき、あらかじめ、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出ることとされており、届出に係る新規化学物質について判定に係る通知を受けた後でなければ製造、又は輸入してはならないとされている。 ただし、施行令第2条に基づき、薬事法第12条第1項又は第18条第1項の規定による許可に係る医薬品の中間物の場合には、製造等の届出を要しないこととされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明) 化審法第3条の届出を要しない医薬品の中間物については、本法の目的に鑑み、当該新規化学物質が化学反応を起こさせることにより全量が医薬品又は医薬品の素材となることが担保されている必要があり、あらかじめ、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者に対して、当該化学物質が医薬品となるまでの経路等の提出を求めている。 海外で製造が認められた医薬品の中間物として新規化学物質を国内で製造し、当該中間物が海外向けに全量輸出される場合についても、国内向けの医薬品中間物と同様に、こうした点が担保されることが必要である。			
担当局課室等名	環境保健部化学物質審査室		

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に関する事			
意見・要望等の内容	<p>化審法により、新規化学物質を製造する者は所管大臣に届け出て審査を受けなければならないが、試験研究用途の試薬に関しては化審法の適用が除外される。ただし同じ試験研究用の化学物質であっても海外販売の場合には適用除外されず、届出が必要となる。ボーダレスな開発競争を展開している医薬業界の実態に合わないことに加え、審査に時間がかかるため海外市場における日本企業の競争力を削ぐ要因となっている。</p>			
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	共管	厚生労働省、経済産業省	
制度の概要	<p>試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、又は、試薬（化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条ただし書の規定に基づき製造等の届出を要しないこととされている。</p> <p>なお、この場合、「試験研究のため」とは、研究所、大学、学校等における試験、検査、研究、実験、研究開発等の用にその全量を供するために化学物質を製造し、又は輸入することをいう。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>「試験研究のため」又は「試薬として」新規化学物質を製造し、又は輸入する場合には製造等の届出を要しないこととされており、製造したものを海外販売することも可能となっている。</p>				
担当局課室等名	環境保健部化学物質審査室			



分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	カラス等一般鳥獣営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和		
意見・要望等の内容	供給支障の防止及び電力設備の保全を目的とした鳥獣営巣の除去について、カラス等の一般鳥獣の場合は、卵がある場合でも許可申請・事後報告を廃止すべき。		
関係法令	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条	共管	なし
制度の概要	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条において、狩猟以外の野生鳥獣（卵を含む）の捕獲に際しては、都道府県知事又は環境大臣による捕獲許可が必要とされている。 捕獲の期間が満了し、又はその許可の効力が失われた場合には、30日以内に速やかに許可証を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わなければならない。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画】 2（環境関係） その他 カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：            ）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
（説明） カラスを含む一般鳥獣の捕獲許可及び捕獲後の報告等の手続は、野生鳥獣の適正な保護管理を図る上で必要なものであるが、カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化について検討し、平成14年度中に措置することとしている。			
担当局課室等名	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気工作物占有申請書類の様式統一及び簡素化			
意見・要望等の内容	<p>電気工作物占有申請の際の申請書の様式及び添付書類の種類を統一し、添付部数を削減する。</p> <p>占有箇所位置図等の図面は、市町村と同様に簡易なものとする。または、行政機関が保有している図面を複写し、そこに電柱・電線等を記入したものを添付書類とする。</p>			
関係法令	自然公園法第17条第3項、第18条第3項	共管	なし	
制度の概要	<p>国立公園の特別地域及び特別保護地区において、工作物（電線・電柱等を含む）を新築、改築又は増築する場合、環境大臣の許可を受けなければならない（自然公園法第17条第3項第1号及び第18条第3項第1号）。その際に、申請書類及び添付図面を環境大臣に提出しなければならない（自然公園法施行規則第10条）。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：            ）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>（説明）</p> <p>特別地域又は特別保護地区内において工作物を新築、改築又は増築するなどの場合に、行為地及び行為地周辺の状況、施行方法の適否、風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響などの事項を判断するために必要な最低限の書類及び図面（平面図、立面図、断面図、構造図等）の提出を求めているものであり、また、部数についても事務手続上必要な最低限の部数を求めているものである。</p> <p>今後、申請手続の迅速化・簡素化のため、申請書類の一部については平成15年度を目途に電子申請が可能となるよう作業を進めている。</p> <p>なお、自然公園法第17条第3項及び第18条第3項は、工作物等の新築などの各種の行為に対する許可について定めたものであり、土地使用に関する申請に係るものではない。</p>				
担当局課室等名	自然環境局国立公園課			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	日本化学工業協会	
項目	少量新規化学物質の届出要件の見直し			
意見・要望等の内容	少量新規化学物質の届出は1トン/年以下に定められているが、10トン/年以下に変更する。 対象物質範囲はポリマースキーム試験が許されている物質（分子量が1000以下が1%以下）。			
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第2号	共管	厚生労働省、経済産業省、環境省	
制度の概要	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という。）施行令第2条第1項第2号に基づき、新規化学物質の1年間の製造数量又は輸入数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にとっては、これらを合計した数量）が1トン以下の場合、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その新規化学物質の数量及びこれによる環境の汚染が生じ人の健康を損なうおそれがないことの確認を受けた場合においては、化審法第3条の新規化学物質の製造等に係る届出を要しないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>少量新規化学物質の確認の上限については、既に化審法改正時に緩和措置を講じており、旧法における1社当たり100kgという上限を廃止し、現行法では全国合計で1トンという上限を設けている。</p> <p>この全国レベルの上限を緩和するためには、上限を拡大しても本法の目的たる環境汚染防止の観点から事前確認を行うのみでよいことを科学的根拠に基づいて明らかにする必要がある。しかし、現状では十分な科学的知見が得られておらず、本法の目的を達成する上で上限を拡大することは、現時点では不相当である。</p> <p>なお、一定条件を満たす新規高分子化合物の製造又は輸入に係る届出に関しては、審査において既に高分子フロースキームを採用することにより、一般の新規化学物質と比較して相当程度申請に係る負担の軽減を図っている。</p>				
担当局課室等名	環境保健部化学物質審査室			